

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の実施について

■目的：放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員としての業務を遂行する上で、必要最低限の知識・技能の習得と、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらう。

■対象：現在、放課後児童クラブに勤務している方、もしくは今後勤務される予定の方で、別紙①の受講資格を満たす方

■日程：令和8年 6/16（火）・6/18（木）・6/25（木）・6/30（火） 全4回

■場所：中讃会場 「ユープラザうたづ 視聴覚室」 香川県綾歌郡宇多津町浜6番丁88番地

■定員：80名

■申込先：各市町放課後児童クラブ担当課

	市町名	担当課	TEL
1	高松市	子育て支援課	087-839-2354
2	丸亀市	教育部総務課	0877-24-8820
3	坂出市	こども課(民間)	0877-44-5027
		教育総務課(公立)	0877-44-5026
4	善通寺市	教育総務課	0877-63-6326
5	観音寺市	子育て支援課	0875-23-3962
6	さぬき市	子育て支援課	0879-26-9905
7	東かがわ市	保育教育課	0879-26-1231
8	三豊市	子育て支援課	0875-73-3016
9	土庄町	教育総務課	0879-62-7012
10	小豆島町	こども教育課	0879-82-7014
11	三木町	こども課	087-891-3322
12	直島町	教育委員会	087-892-2882
13	宇多津町	教育委員会	0877-49-8007
14	綾川町	子育て支援課	087-876-6510
15	琴平町	生涯教育課	0877-75-6715
16	多度津町	健康福祉課	0877-33-1134
17	まんのう町	学校教育課	0877-89-7100

■受講申込受付期限：各市町から県への申込期限を「令和8年5月13日(水)必着」としており、受講希望者様から各市町への申込期限につきましては各市町毎に異なりますので、上記担当課へご確認ください。

■受講科目の一部免除

以下の資格を有する方については、資格証の写しを申込書に添付して提出することで、以下の講義を免除することができます。

保育士・・・研修2日目④⑤⑥⑦の講義を受講免除

社会福祉士・・・研修2日目⑥⑦の講義を受講免除

教諭（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・養護教諭）・・・研修2日目④⑤の講義を受講免除（申込書受付後に受講票を発送しますので、そちらで免除科目の確認をしてください。）

■一部科目修了者の取扱いについて

昨年度研修を受講したが、やむを得ない理由により一部の講義を欠席したため、未受講科目がある方は、今年度に限り、欠席した講義のみを受講すれば、修了証が発行されます。該当者は、受講申込時に

「一部科目修了証書」の写しを提出してください。なお、「一部科目修了証書」がお手元がない場合は、県子ども政策課（TEL:087-832-3284）までお問合せください。

また、令和7年度以前に研修を受講し、未受講科目がある方は、県子ども政策課までお問合せください。

■受講料：テキスト代	*①放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材	1,210円（税込）（R6改定）
	*②放課後児童クラブ運営指針解説書	770円（税込）（R7改定）
		合計：1,980円

■研修全般に係るお問い合わせは、以下までお願いします。

子育て支援員研修事務局（特定非営利活動法人わははネット内）

〒760-0029

高松市丸亀町13-1 丸亀町くるりん駐車場丸亀町棟3F

月～金曜日 9:00～17:00

TEL (087) 822-5589

Mail : shien@npo-wahaha.net

放課後児童支援員研修 実施予定

1回目 令和8年度 6月実施 中讃会場 定員80人

開催日	場所	番号	時間	スケジュール	科目名	
1日目 6/16 (火)	ユープラザうたづ	<受付>9:00~9:20				
		<オリエンテーション>9:20~9:30				
		①	90分	9:30~11:00	放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	
		②	90分	11:05~12:35	放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	
		⑧	90分	13:25~14:55	放課後児童クラブに通うこどもの育成支援	
		⑭	90分	15:00~16:30	安全対策・緊急時対応	
2日目 6/18 (木)	ユープラザうたづ	<受付>9:00~9:30				
		④	90分	9:30~11:00	こどもの発達理解	
		⑤	90分	11:05~12:35	児童期の生活と発達	
		⑫	90分	13:25~14:55	学校・地域との連携	
		⑯	90分	15:00~16:30	放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	
3日目 6/25 (木)	ユープラザうたづ	<受付>9:00~9:30				
		⑨	90分	9:30~11:00	こどもの遊びの理解と支援	
		⑮	90分	11:05~12:35	放課後児童支援員の仕事内容	
		⑦	90分	13:25~14:55	特に配慮を必要とするこどもの理解	
		⑪	90分	15:00~16:30	保護者との連携・協力と相談支援	
4日目 6/30 (火)	ユープラザうたづ	<受付>9:00~9:30				
		⑥	90分	9:30~11:00	障害のあるこどもの理解	
		⑩	90分	11:05~12:35	障害のあるこどもの育成支援	
		⑬	90分	13:25~14:55	こどもの生活面における対応	
		③	90分	15:00~16:30	こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	

※場合によって講義スケジュールは変更になる可能性があります。

※各日とも、開場 9:00~となります。受付後、9:20までにはご着席下さい。

講義開始 9:30~です。時間厳守でお願いします。

※すべての講義を受講いただいた方にのみ、修了証が発行されます。

令和8年度放課後児童支援員認定資格研修

第1回中讃会場 受講申込書

放課後児童支援員⇒各市町担当者 に提出

申し込み日	令和8年 月 日	
フリガナ		
氏名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)	※申し込み時点
現住所	〒 香川県	
電話番号	(自宅)	事務局からのご連絡に使用いたします。読みやすいご記入にご協力をお願いいたします。
	(携帯)	
メールアドレス	@	
該当資格 (該当するものに○をしてください)	<input type="checkbox"/> 1. 保育士 <input type="checkbox"/> 2. 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 3. 高等学校卒業者等で2年以上児童福祉事業に従事 ※例:放課後児童クラブに2年以上従事 <input type="checkbox"/> 4. 教諭(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・養護教諭) <input type="checkbox"/> 5. 大学の学科・課程修了 (社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学) <input type="checkbox"/> 6. 大学院入学者 (社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の学科・課程の成績優秀者) <input type="checkbox"/> 7. 大学院研究科・課程修了 (社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学) <input type="checkbox"/> 8. 外国の大学の学科・課程修了 (社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学) <input type="checkbox"/> 9. 高等学校卒業者等で2年以上放課後児童健全育成事業類似事業に従事 <input type="checkbox"/> 10. 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者(9に該当しないもの)	
従事クラブ名	市・町	<input type="checkbox"/> () クラブ・教室 / <input type="checkbox"/> 所属無し

【添付書類】次ページの「該当者資格確認一覧」を参考に、受講申込書と必要書類を揃え、各市町の担当者までお申し込みください。

※資格証等が旧姓の場合⇒戸籍抄本等の証明となる書類が必要

【その他】・受付完了後に、受講票と受講の手引きを事務局より個人宛に郵送します。

研修に関する詳細はその書類をご確認ください。

・取得した個人情報は、厳重な管理のもと、本事業以外の目的には使用しません。

該当者資格確認一覧

ご自身の該当を下記の一覧で確認の上、必要な書類を添付してください

	該当資格	必要書類	免除科目
1	保育士	①保育士証又は保育士（保母）資格証明書（写し可）	4、5、 6、7
2	社会福祉士	①社会福祉士登録証（写し可）	6、7
3	「高等学校卒業等」であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ※放課後児童クラブ2年以上従事	①卒業証書又は卒業証明書（写し可） ②2年以上児童福祉事業に従事したことが分かる書類として添付の実務経験証明書	
4	教諭（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・養護教諭）	①教育職員免許状（写し可）	4、5
5	大学の学科・課程修了 （社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学）	①卒業証書又は卒業証明書（写し可） ※学科・課程は、大学・短期大学において学士等を習得したことを指します。関連する単位を修得した場合にはありません。	
6	大学院入学者 （社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学の成績優秀者）	①大学院入学許可書等（写し可） ※学科・課程は、大学・短期大学において学士等を習得したことを指します。関連する単位を修得した場合にはありません	
7	大学院研究科・課程修了 （社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学）	①修了証明書等（写し可） ※学科・課程は、大学・短期大学において学士等を習得したことを指します。関連する単位を修得した場合にはありません。	
8	外国の大学の学科・課程修了 （社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学）	①卒業証書又は卒業証明書（写し可） ※証明書が外国語の場合は、翻訳を添付する等、証明書の内容が分かるようにしてください。	
9	高等学校卒業等であり、2年以上放課後児童健全育成事業類似事業に従事（※1） 例：放課後子供教室 民間団体等が実施する児童の遊びの場を提供する事業 など	①卒業証書又は卒業証明書（写し可） ②2年以上児童福祉事業に従事したことが分かる書類として添付の実務経験証明書 ③市町長が適当と認めたことの証明書	
10	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者 （9に該当しないもの）	①5年以上児童福祉事業に従事したことが分かる書類として、添付の実務経験証明書 ②市町長が適当と認めたことの証明書	

(※1)

放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者とは、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者」とします。この者は、最終的には市町長の判断となりますが、例えば、放課後子供教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業（いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など）において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられます。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれません。なお、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはなりません。また、ここでの「継続的」とは、2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2000時間程度あることが一定の目安と考えられます。

(平成26年5月30日雇児育発0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知)

(様式例)

実務経験証明書

下記の者は、放課後児童支援員認定資格研修受講に対し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証明者

職

氏名

印

証明を受ける者の 氏 名	
実務経験の内容	
実務経験年数	年 月 日 から 年 月 日

市町長の証明書

放課後児童支援員認定資格研修受講に際し、下記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項第9号に該当していることを証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

市町長の証明書

放課後児童支援員認定資格研修受講に際し、下記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項第 10 号に該当していることを証明します。

令和 年 月 日

証明者

印
